

議第 7 号議案

少人数学級・教職員定数の改善に関する意見書の提出

少人数学級・教職員定数の改善に関し、関係行政機関等へ意見書を提出したいので、次のとおり提出する。

令和 7 年 9 月 25 日 提出

こども青少年・教育委員会

委員長 大 岩 真善和

少人数学級・教職員定数の改善に関する意見書

学校現場では、貧困・いじめ・不登校・教職員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、こどもたちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっている。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠である。

令和3年の法改正により、小学校の学級編制標準は令和7年度までに35人へ引き下げられた。また、中学校においては令和8年度から引き下げる方針となっている。今後は、きめ細かい教育活動を進めるために、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。

また、実効性のある働き方改革を実現するため、地方自治体による「業務の3分類」をはじめとした施策に必要な財政措置が不可欠である。

よって、国におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、次の措置を講じられるよう強く要請する。

- 1 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 2 地方自治体で国の標準を上回る学級編制基準の弾力的運用の実施ができるよう加配の削減は行わないこと。
- 3 教職員の処遇について、新規採用を持続的に確保し、専門性を発揮し意欲を持って働くことができるよう改善に必要な財政措置を講じること。
- 4 地域連携・地域クラブ活動への移行を含めた持続可能な部活動が実現するよう必要な財政措置を講じること。
- 5 新卒者の就業機会や教職員の年齢構成のバランスの確保等の観点を十分に考慮し、全ての地方自治体で定年引上げ期間中に教職員の安定的な新規採用ができるよう、定数加配措置をはじめとした必要な財政措置を講じること。
- 6 地方自治体の実効性のある働き方改革を実行するために必要な予算措置を講じること。

ここに横浜市会は、全会一致をもって、地方自治法第99条の規定により意見書

を提出する。

令和 7 年 9 月 25 日

衆議院議長	宛て
参議院議長	
内閣総理大臣	
総務大臣	
財務大臣	
文部科学大臣	

横浜市会議長

渋谷 健